

# 身体拘束等適正化のための指針

音羽台高齢者在宅サービスセンター  
訪問介護事業

## 1、総則

音羽台高齢者在宅サービスセンター訪問介護（以下「事業所」という）は、訪問系サービスとして、家庭内における介護の場面でも身体拘束等が発生する可能性があり、高齢者に対して精神的苦痛や身体的機能の低下を招く危険性がある事を理解する。

また、高齢者が不適切な扱いにより権利を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることのないように、安心・安全に適切な介護サービスが利用できるように「身体拘束をしない支援」の実施に努める。

## 2、体制

### （１）身体拘束適正化検討委員会の設置

- ①当事業所では、身体拘束適正化のための対策を検討する「身体拘束適正化検討委員会」を設置する。
- ②サービス提供責任者の中から専任の身体拘束適正化に関する担当者（以下「担当者」という）を選任し（法人本部長が任命する）、常勤職員により身体拘束適正化委員会を構成する。

### （２）音羽台レジデンス身体拘束適正化検討委員会との連携

- ①担当者は、音羽台レジデンス身体拘束適正化委員会から報告を受けた場合、その内容を事業所で行う身体拘束適正化検討委員会で報告・共有する。
- ②音羽台レジデンス身体拘束適正化委員会が行う研修に参加する。

### （３）身体拘束適正化検討委員会の業務

- ①担当者の招集により、身体拘束適正化検討委員会を定期開催する。（１年に１回）ほか、必要に応じ随時開催する。
- ②身体拘束適正化検討委員会では、具体的には次に掲げる内容について協議する。
  - （ア）事業所内の身体拘束等適正化ための指針・マニュアル等の整備・更新
  - （イ）職員への研修の企画・実施
  - （ウ）身体拘束の兆候がある場合には実態の調査、検討、対策を講じる
  - （エ）身体拘束を実施する場合、検討及びその手続きを行う
  - （オ）施設内での身体拘束等防止に関する状況を把握
  - （カ）板橋区・東京都福祉保健財団当主催の研修を受講した者が内容を伝達する

- ③身体拘束適正化検討委員会で協議された内容は、定例会議で、非常勤職員（登録ヘルパー）に伝達する。

### 3、身体拘束等適正化に関する研修

身体拘束等適正化の適切な知識を普及・啓発するとともに、「身体拘束をしない支援」の徹底を図るため、以下の通り実施する。

#### （１）新規採用者（新規採用時）

身体拘束適正化等に関する研修を実施

#### （２）全職員

身体拘束適正化等に関する研修の実施（年１回）

### 4、身体拘束等実施時の対応

身体拘束は行わない事が原則であるが、利用者の生命または身体が危険にさらされる場合は、次の手順にて緊急やむをえず身体拘束を実施する。

#### 「緊急やむを得ない場合」に該当する３要件（全て満たすことが必要）

- 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体拘束は一時的なものであること

#### （１）身体拘束適正化検討委員会での検討

- ①緊急やむを得ず身体拘束を行う必要が生じた場合、委員会において３要件の全てに該当するか確認をする。
- ②身体拘束による利用者の心身への弊害、拘束を実施しない場合のリスクについて検討する。
- ③身体拘束が必要であると判断した場合、拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間・解除等について検討し、同意書を作成する。

#### （２）ケアマネジャーとの連携

- ①担当のケアマネジャーに、利用者の状況、事業所で検討した内容を報告し、身体拘束が必要か最終的な判断を行う。
- ②身体拘束が必要であると判断した場合、ケアプランの変更を確認。その後、訪問介護計画書にも身体拘束に関わる記載をする。

#### （３）利用者及び家族への説明

- ①拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間・解除に向けて取り組み等の説明を行い同意を得る。（作成した同意書・変更後の訪問介護計画書への署名を得る）

②身体拘束の同意期限を超えて、なお拘束を必要とする場合については、再度、拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間・解除等について検討し、同意を得た上で実施する。

(4) 身体拘束等の解除

身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を介助し、利用者及び家族へ報告をする。

(5) 記録

身体拘束等を行った場合は、拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間の他、心身の状況・経過等を記録する。

5、関係機関との連携

身体拘束等が必要と判断する場合、客観的な視点が必要であり、他の介護サービスの意見を取り入れる事も重要である。その為、必要に応じてケアマネジャーにサービス担当者会議の開催を申し入れる等、積極的に関係機関との連携を図るように努める。

6、その他

(1) 記録の保管

身体拘束適正化検討委員会の内容、身体拘束等実施時の記録等、身体拘束等に関する諸記録は2年間保管する。

(2) 指針の閲覧

本指針は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。

(3) 指針の見直し

本指針及び身体拘束適正化に関するマニュアル等は、身体拘束適正化検討委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

【附則】

令和6年3月1日 施行